

官報号外

平成二十五年五月十七日

○ 第百八十三回 参議院会議録第二十号

平成二十五年五月十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号
平成二十五年五月十七日
午前十時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第四 地球温暖化対策の推進に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官訴追委員等各種委員の選挙

一、日程第一より第四まで

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
北川イッセイ君から裁判官訴追委員を、小泉昭男君から同予備員を、それぞれ辞任いたしたいとの申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございません
か。「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。
よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(平田健二君) この際、欠員となりました
裁判官訴追委員、同予備員各一名、またあわせて
国土審議会委員一名の選挙
を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、い
ずれもその手続を省略し、議長において指名する
こととし、また、裁判官訴追委員予備員の職務を
行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。
よつて、議長は、

裁判官訴追委員に小泉昭男君を、

同予備員に福岡資麿君を、
国土審議会委員に田中直紀君を、
それぞれ指名いたします。

なお、裁判官訴追委員予備員の職務を行いう順序
は、福岡資麿君を第二順位といたします。

男君から同予備員を、それぞれ辞任いたしたいと
の申出がございました。

○議長(平田健二君) 日程第一 道路交通法の一
部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長相
原久美子君。

ます。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま
す。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま
す。
投票総数 百九十八
賛成 百九十八
反対 ○

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔相原久美子君登壇、拍手〕
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○相原久美子君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、内閣委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情
勢に鑑み、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす
おそれがある病氣にかかる者等の的確な把
握及び負担の軽減を図るために、運転免許を受けよ
うとする者に対する質問に関する規定等の整備を
行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転
車の運転による交通の危険を防止するための講習
の導入等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、法改正の背景と狙い、
一定の病気等に該当する者に対する差別及び偏見
の防止策、交通安全教育の推進等について質疑が
行われましたが、その詳細は会議録によって御承
知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

ます。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま
す。
投票総数 百九十八
賛成 百九十八
反対 ○

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第一 独立行政法人日
本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(内閣
提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長藤田幸久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○藤田幸久君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、委員会における審査の経過及び結
果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人日本万国博覧会記念
機構法を廃止して同機構を解散するとともに、こ
れに伴う資産債務の承継等、所要の措置を講じよ
うとするものであります。

委員会におきましては、万博機構解散に当たつ
ての国と大阪府との交渉の経緯、万博機構解散後
における事業の在り方等について質疑が行われま
したが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票総数〕

百九十八

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(平田健二君) 議題といたしました。〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票総数〕

百九十八

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとする

ものであります。

委員会におきましては、義務付け・枠付けの見直しに係る自治体の取組事例の集約、周知の必要性、基礎自治体への権限移譲によるメリット、これまで対象となつていない義務付け・枠付けの見直しの必要性、地方独立行政法人の合併規定新設の理由及び合併法人の職員の扱い、全国の自治体に亘る基準を設けることは是非等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

○議長(平田健二君) 日程第四 地球温暖化対策の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長北川イッセイ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○北川イッセイ君登壇、拍手

○議長(平田健二君) ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今後の地球温暖化対策の総合的な計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三弗化窒素を温室効果ガスに加える等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めることとする等の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、地球温暖化に関する現状と認識、二〇五〇年八〇%削減の長期目標を法律に明記する必要性、中期目標の見直しとエネルギー政策との関連、再生可能エネルギー導入の促進、現行法の施行状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票総数〕

百九十二

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮ります。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

財政金融委員											
辞任											
有田	芳生君										
大塚	耕平君										
田城	郁君										
石井	浩郎君										
磯崎	仁彦君										
古川	俊治君										
文教科学委員											
辞任											
牧山	ひろえ君										
熊谷	大君										
脇	雅史君										
厚生労働委員											
石橋	通宏君										
風間	直樹君										
渡辺	猛之君										
那谷屋正義君											
藤原	正司君										
岩井	茂樹君										
関口	昌一君										
経済産業委員											
梅村	聰君										
渡辺	猛之君										
佐藤	信秋君										
補欠											
辻	泰弘君										
藤本	祐司君										
川上	義博君										
脇	雅史君										
江島	潔君										
(国会法第四十一條によるもの)											
予算委員											
辞任											
櫻井	充君										
武内	則男君										
轟木	利治君										
岩井	茂樹君										
田村	智子君										
決算委員											
辞任											
松井	孝治君										
補欠											
水落	敏栄君										
中原	八一君										
田村	智子君										
安井美沙子君											
審査報告書											
同日委員長から次の報告書が提出された。											
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)審査報告書											
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(閣法第四五号)審査報告書											
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五五号)審査報告書											
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書											
同日委員長から次の報告書が提出された。											
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書											
同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。											
同日議長において、衆議院送付の次の内閣提案を厚生労働委員会に付託した。											
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)											
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提案を厚生労働委員会に付託した。											
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。											
一、本法律施行のため、別に費用を要しない。											
附帯決議											
一、一定の病気等に係る運転免許制度について、民間団体等との連携により、全国的に周知するとともに、病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること。											
二、一定の病気等に係る質問票、また医師による届出に関するガイドラインについては、国民に分かりやすい内容とするよう医師会や関係学会に対しても要請すること。											
三、自己申告の機会が可能な限り確保されるよう、一定の病気等に該当する者が安心して相談できる窓口の充実を図ること。											
四、一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活上での不利益や支障を受けないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。											
五、一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。											
六、国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知識を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。											
七、本法施行後五年を目途に、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じること。											
八、無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動の一層の拡充を図ること。											
九、関係省庁等が適切に連携し、大学生等や成人に対する実施機会を拡充するとともに、自転車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。											

十、本法の施行を機会に、安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的見地から促進すること。
右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

(罰則) 第一項については第一百二十条第一項第八号の三 第二項については第一百二十条第一項第八号の四)

道路交通法の一部を改正する法律案

によつては必要な整備をすることができない
と認められる自転車については、当該自転車
の運転を繼續してはならない旨を命ずること
ができる。

(罰則) 第一項については第一百二十条第一
項第八号の三 第二項については第一百二十
条第一項第八号の四)

第六十四条の見出し中「無免許運転」を「無免
許運転等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は
原動機付自転車を運転することとなるおそれ
がある者に対し、自動車又は原動機付自転車
を提供してはならない。

3 何人も、自動車(道路運送法第二条第三項
に規定する旅客自動車運送事業)以下単に「旅
客自動車運送事業」という。)の用に供する自
動車で当該業務に從事中のものその他の政令
で定める自動車を除く。以下この項において
同じ。又は原動機付自転車の運転者が第八十
四条第一項の規定による公安委員会の運転免
許を受けていないこと(第九十条第五項、第
百三十三条第一項若しくは第四項、第一百三
条の四第一号)を「第一百七十三条の四」に改める。

第三章第十三節中第六十三条の十を第六十三
条の十一とし、第六十三条の九の次に次の一条
を加える。

(自転車の検査等)

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣
府令で定める基準に適合する制動装置を備え
ていないため交通の危険を生じさせるおそれ
がある自転車と認められる自転車が運転され
ているときは、当該自転車を停止させ、及び
当該自転車の制動装置について検査をするこ
とができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転
車の運転者に対し、道路における危険を防止
し、その他交通の安全を図るために必要な応急
の措置をとることを命じ、また、応急の措置

及び「とという。」を削り、「第一百七十三条の二」の二
第四号及び第一百七十三条の三の二第二号」を「第一百
七十三条の二の二第六号及び第一百七十三条の三の二
第三号」に改め、同条の付記中「第一百七十三条の二
の二第一号」を「第一百七十三条の二の二第三号」
に、「第一百七十三条の二の二第二号」を「第一百七
三条の二の二第四号」に、「第一百七十三条の二の二
第二号」を「第一百七十三条の二の二第一号」に改め、
同条第六号中「第一号」を「第二号」に改め、
同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第七
号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第
一項第一号の規定に違反した者

第一百七十三条の二の二中第四号を第六号とし、
第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同
条に第一号及び第二号として次の二号を加え
る。

第六十七条第一項、第二項及び第四項中「第
六十四条を「第六十四条第一項」に改める。

第七十五条の付記中「第一百七十三条の四第三号」
を「第一百七十三条の二の二第八号」に、「第一百七
三条の二の二第六号」を「第一百七十三条の二の二第九
号」に、「第一百七十三条の二の二第七号」を「第一百
七十三条の二の二第十号」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ中「第一百七十
三条の二の二第十一号」を「第一百七十三条の二の二第十一
号」に改め、同号ニ中「第一百七十三条の四第四号」
を「第一百七十三条の二の二第十一号」に、「禁錮」を
「禁錮」に改める。

第一百三十三条の二第一項第二号中「第一百七十三条
の二第一号」を「第一百七十三条の二の二第一号」に改
め、同項第三号中「第一百七十三条の四第二号」
を「第一百七十三条の二の二第二号」に改め。

四第二号」を「第一百七十三条の二の二第一号」に改
め、同項第三号中「第一百七十三条の二の二第一号」
を「第一百七十三条の二の二第二号」に改め。

若しくは第七号」に改める。

第一百七十三条の二中「第六十四条」を「第六十四
条」に、「第一百七十三条の四第二号」を「第一百
七十三条の二の二第一号」に改める。

第一項に、「第一百七十三条の二の二第一号」を「第一百
七十三条の二の二第一号」に改め。

若しくは第五号」を「第一百七十三条の二の二第二号」
に改め。

二 第六十四条(無免許運転等の禁止)第二項
の規定に違反した者(当該違反により当該
自動車又は原動機付自転車の提供を受けた
者が同条第一項の規定に違反して当該自動
車又は原動機付自転車を運転した場合に限
る。)

十一 偽りその他の不正の手段により免許証又
は国外運転免許証の交付を受けた者は、
第一百七十三条の三の二第二号中「第一百七
十三条の二の二第一号」を「第一百七十三条の二的二
第二号」に改め、同号第三号とし、同条第一号中「第一百
七十三条の二の二第一号」を「第一百七十三条の二的二
第二号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改め、同号
を同条第三号とし、同条第一号中「第一百
七十三条の二の二第一号」を「第一百七十三条の二的二
第二号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に改め、

十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証を加え、「当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日」を「これらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日)」に改め、同表の備考一の2中「更新日等」の下に「海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の一免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんただ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に対し前条第一項の規定により交付された免許証にあつては、当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいづれかに係るものに限り)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、当該取消しを受けた日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に對して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては、当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいづれかに係るものに限り)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近において同じ)を加え、同表の備考一の4中「(仮免許を除く。)」を削り、同表の備考一の5中「第一百一条第五項」を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、「同条第二項」を同条第三項に改め、同表の備考四中「その他」を「その他」に改め、「六

月」の下に「(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんただ日から起算して一月)」を加え、同表中備考五を備考六とし、備考四の次に次のように加えられた。)

五 第百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいづれかに係るものに限り)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告についていた期間は、繼續していたものとみなす。

第九十六条第六項中「第一百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第九十六条の三中「者を除く」の下に「。第一百八条の二第一項第二号において「取消処分者等」という」を、「運転免許試験を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

五 第百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいづれかに係るものに限り)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第二号において「取消処分者等」という」を、「運転免許試験を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書(次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票)を提出しなければならない。

第一百一条の二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項として同条第二項中「前項」を「第一項の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する公安委員会は、同項後段の規定により特別更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が第百三十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定によることのない運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事

て準用する第百三十三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止、第百三十三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由とするものを除く。)を受けなかつた者(第百八条の二第一項第二号において「準取消処分者等」という。)で、運転免許試験を受けようとするものについて準用する。この場合において、前項中「当該処分前に行われた講習」とあるのは「当該免許が失効する前又は当該国際運転免許若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなる前に行われた講習」と、「当該処分を受けた後」とあるのは「当該免許が失効した後又は当該国際運転免許若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなつた後」とある。

同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項に規定する公安委員会(同項の規定による更新申請書の提出が第一百一条の二の二第一項に規定する経由地公安委員会を経由して行われる場合にあつては、当該経由地公安委員会)は、第一項の規定により更新申請書を提出しようとする者に對し、その者が第百三十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいづれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

五百 条に付記として次のように加える。
 第一百一十条(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項第一号中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改め、同項第三号イ中「及び」を「」並びに「に改めた免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けた日までの期間、繼續していたものとみなす。

第九十七条の二第一項第一号中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改め、同項第三号イ中「及び」を「」並びに「に改めた免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けた日までの期間、繼續していたものとみなす。

五百 条に付記として次のように加える。
 第一百一十条(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項に後段として次のように加える。

五百 条に付記として次のように加える。
 第一百一十条(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書(次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票)を提出しなければならない。

五百 条に付記として次のように加える。
 第一百一十条(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書(次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票)を提出しなければならない。

五百 条に付記として次のように加える。
 第一百一十条(罰則) 第二項については第百十七条の二第一項に後段として次のように加える。

第一百八条の三の三の次に次の二条を加える。

(自転車運転者講習の受講命令)

第一百八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という)を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第一百八条の二第一項第十四号に掲げる講習(次条において「自転車運転者講習」という)を受けるべき旨を命ずることができる。

(罰則 第百二十条第一項第十七号)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第一百八条の三の五 公安委員会は、前条の規定

一 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一百一条(免許証の更新及び定期検査第一項若しくは第一百一条の二(免許証の更新の特例)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした

の委託)第二項、第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項、第一百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者

二 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一百

一 第一百二十条第一項第八号中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

十七 第百八条の三の四(自転車運転者講習の受講命令)の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

二 第一百二十条第一項第五号中「第五項まで」の下に「第三十五条の二(環状交差点における左折等)」を加える。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

二 第一百二十二条第一項第一号の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

三 第百十七条の四を次のよう改める。

四条第三項を加える。

五百十条の二第三項中「第七号」の下に「第一

二 第一百二十二条第一項第一号の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

五 第百十七条の四次の各号に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

六 第五十一条の三(車両移動保管関係事務

の委託)第二項、第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項、第一百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者

三 第一百二十条第一項第五号中「第五項まで」の下に「第三十五条の二(環状交差点における左折等)」を加える。

(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

四条 第新法第百六条及び第百七条の六の規定

は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第二条第六項及び第七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。

五条 新法第二条第六項及び第七条の四の規定は、附則第二号の二に掲げる規定の施行の日以後に自動車の運転に関し新法第二条第六項及び第七条の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。

六条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正

八条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

九条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

十条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

十一 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正

(國家公安委員会への報告に関する経過措置)

十二条 新法第二条第六項及び第七条の六の規定

は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第二条第六項及び第七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。

十三条 新法第二条第六項及び第七条の四の規定

第一百十七条の二 第七十五条(自動車の使用
者の義務等)第一項第一号

第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

第十九条第一項の表第百十七条の二の二(第六号の項中「第一百十七条の二の二第六号」を「第一百十七条の二の二第九号」に改め、同表第百十七条の二の二第七号の項中「第一百十七条の二の二第十号」に改め、同表第百十七条の四第三号の項を削り、第七号」を「第一百十七条の二の二第十号」に改め、同表第百十七条の四第三号の項を削り、同

条第一項中「第一百十七条の二第六号及び第七号、第一百十七条の四第三号」を「第一百十七条の二(第八号から第十号まで)に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一改正)

第九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第一百一条第一項」の下に「第一百一条の二第一項」を加え、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に、「第五項、第一百一条の二第三項」を「第六項、第一百一条の二第四項」に改める。

審査報告書

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案

(施行期日)

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月十六日

財政金融委員長 藤田 幸久

参議院議長 平田 健二殿

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条第三項、第五項及び第七項並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

平成二十五年五月十七日 参議院会議録第二十号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散等)

第二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)は、この法律の施行の時において解散する。

この法律による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法(以下「旧機構法」という。)第十一条第二項に規定する第一号勅定(以下単に「第一号勅定」という。)に属する資産のうち、附則表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金額は、資産及び債務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、前項の規定による機構の解散の時において国が承継する。

3 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、機構に対する政府の出資額の政府及び出資地方公共団体(第一項の規定による機構の解散の時において機構に出資している地方公共団体をいう。以下同じ。)の出資額の合計額に対する割合を基本として立案を行うとともに、出資地方公共団体と日本万国博覧会の跡地の利用の在り方について協議を行い、その結果を勘案するものとする。

4 第二項の規定により国が承継する資産を除き、機構の資産及び債務は、同項の承継計画書において定めるところに従い、第一項の規定による機構の解散の時において、出資地方公共団体及び旧機構法第十五条第一項に規定する日本万国博覧会記念基金(次項において「基金」という。)を管理するにふさわしい者として政令で定める者(以下「基金承継人」という。)が承継する。

5 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、基金が造成された経緯を勘案するものとする。

6 第四項の規定により基金承継人が承継する資産及び債務の範囲は、旧機構法第十二条第一項

第二号に掲げる業務に係る資産及び債務に限るものとする。

7 第二項の承継計画書は、機構が、政令で定める基準に従つて作成して財務大臣の認可を受けたものでなければならぬ。

8 機構の解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかわらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

9 機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に關し独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、財務大臣が従前の例により行うものとする。

10 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

11 機構の解散の日の前日を含む事業年度における利益及び損失の処理については、財務大臣が従前の例により行うものとする。

12 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により行うものとする。

13 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

14 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

15 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

16 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

17 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

18 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

19 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。

三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

14 通則法第三十五条の規定は、機構の解散日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

15 第十一項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、財務大臣が行うものとする。

16 前項の場合において、第一号勘定に属する積立金があるときは、旧機構法第十二条第一項及び第六項の規定は、なおその効力を有するものとし、同条第一項各号列記以外の部分中「機構に出資した」とあるのは、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律(平成二十一年法律第号)附則第二条第一項の規定による解散前の機構に出資した」とする。

17 第十五項の場合において、旧機構法第十二条に規定する第二号勘定に属する積立金があるときは、第二項の承継計画書において定めることに従い、基金承継人が承継する。

18 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表(附則第二条関係)
大阪府吹田市千里万博公園百三十三番三 所在
種地 三十七万五千五百五平方メートル

大阪府吹田市千里万博公園百五十九番三 所在
種地 三千九百六十六平方メートル
大阪府吹田市千里万博公園四十一番一 所在
種地 九十万五千四百三十平方メートル

十分な時間を確保できるよう、条例制定基準を早期に定めること。
二、地方分権改革推進委員会第二次勧告で見直しの対象とならなかつた義務付け・権付けについても地方の声を聞きつつ、見直しを検討するとともに、義務付け・権付けの新設について、累次の勧告等に基づき、必要最小限とするよう、

政府内のチェック体制を確立すること。
三、基礎自治体への権限移譲については、これにて必要な財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。また、これまでの基礎自治体への権限移譲において、移譲先が指定都市等にとどまつている項目については、地方の声を聞きつつ、移譲先の更なる拡大を検討すること。

四、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行及び地方独立行政法人の合併に当たっては、関係労働組合等と当該法人との間ににおいて労働条件について十分な交渉・協議が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

五、義務付け・権付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実確保等の諸課題についても、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行つとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定していく関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

第三条 この法律の施行のため、別に費用を要しない。

附則別表(附則第二条関係)
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、義務付け・権付けの見直しに伴い地方公共団体の条例制定が必要となる事項のうち、国が条例制定基準を定めるものについては、地方公共団体が議会での審議や住民の意見反映のために

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、その実現に努めるべきである。

法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、その実現に努めるべきである。

第一章 内閣関係(第一条～第五条)
第二章 総務省関係(第六条～第十四条)
第三章 文部科学省関係(第十五条～第十八条)
第四章 厚生労働省関係(第十九条～第三十六条)
第五章 農林水産省関係(第三十七条～第四十条)
第六章 経済産業省関係(第四十六条～第四十九条)
第七章 国土交通省関係(第五十条～第七十条)
第八章 環境省関係(第七十一条～第七十四条)
第九章 第一章 内閣関係
(地方青少年問題協議会法の一部改正)
第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
(道路交通事故法の一部改正)
第二条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第三条 第二項及び第三項を削る。
(道路交通法の一部改正)
第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第三条 第百七条の六に後段として次のように加える。
この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。
(交通安全対策基本法の一部改正)
第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

第十七条第三項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者	第四条 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正 (中心市街地の活性化に関する法律の一部改正) 第十一年 法律第九十二号の一部を次のように改する。 第十四条第二項中「を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする」を「に関し意見を付すことができる」と改める。 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)
第五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改める。 第一项を削り、同条第二項中「委員は」を「委員会の委員(以下この条及び次条第二項において「委員」という。)」はに改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、「ほか」の下に「委員の定数及び任期その他」を加え、同項に後段として次のように加える。 この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参考するものとする。	第六条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十九年法律第五十号)の一部を次のように改める。 第二项を削り、同条第三項を同条第二項に改め、同条中「前各項」を「前二項」に改める。
第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改める。 第二章 総務省関係 (地方自治法の一部改正)	第七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。 第二项を削る。
第七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一号)の項中「添える」を「付する」に改める。 (消防組織法の一部改正)	第八条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改める。 第一项を削り、同条第二項中「その旨を総務大臣に報告するとともに」を削る。
第八条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改める。 (消防法の一部改正)	第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。 第二项を削り、同条第五項を同条第六項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とす。
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。 第二章 総務省関係 (地方自治法の一部改正)	第十一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改める。 第四条の四第一項中「その旨を総務大臣に報告するとともに」を削る。
第十一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改める。 (行政書士法の一部改正)	第十二条 地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条) 第十一条 法律第八十八条规定の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条) 第十二条 第二節節合通(第十九章—第二十章) 第十三条 第二節節合通(第十九章—第二十章) 第十四条 第二節節合通(第十九章—第二十章) 第十五条 第二節節合通(第十九章—第二十章)
第十二条 地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条) (地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条)) 第十六条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条) (第六章の二)特定地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)を設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)を設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)を設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)	第十五条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条) 第十六条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条)
第十七条 地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条) (第六章の二)特定地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)を設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)	第十七条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条) 第十八条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条)
第十八条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条)	第十九条 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十条)

は、定款を変更することができない」を「事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十二条に規定する地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

第二十六条第二項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第二十六条第二項第五号中「重要な財産」を「前号に規定する財産以外の重要な財産」に改める。

第三十四条第二項中「第九十九条第八号」を「第一百三十条第八号」に改め、同条第四項中「備え置き」を「備え置き」に改める。

第四十二条の次に次の二条を加える。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受け、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を

超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができるとする。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が当該地方独立行政法人の出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 設立団体の長は、第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第三号中「第六十六条第七項において」を「以下」に改める。

第四十四条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

第五十五条中「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）を「一般地方独立行政法人」に改め。

第五十九条第一項中「この章において」を削る。

第六十一条中「この章において」を削る。

第六十六条第二項中「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「格別」を「各別」に改める。

第六章の次に第一章を加える。

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置

第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間（定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条の職員の引継ぎ等）

第六十七条の二 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となつた者（地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条

第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の法人の職員として在職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者のうち当該

<p>定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該定款変更前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準(第五十条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの)の規定による退職手当の支給を受けることができるものに對しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日まで、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。</p> <p>(不当労働行為の申立て等についての経過措置)</p> <p>第六十七条の七 第六十七条の二に規定する場合において、定款変更日前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に対する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。</p> <p>2 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に労働委員会に係属している定款変更前の法人とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。</p> <p>第三百条を第一項とする。</p> <p>第九十二条から第九十三条までを削る。</p> <p>第九十一条第二項中「第九十一条第一項」を「第一百二十四条第一項」に改め、同条第四項中「第九十五条第三項」を「第一百二十四条第三項」に改め、同条を第一百二十四条とする。</p> <p>第九十条第一項中「第二項たゞし書」の下に「第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書」を加え、「第八十八条第一項」を「第一百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「において」の下に「第六条第四項」を加え、同条第三項中「事項が」の下に「第六条第四項又は」を加え、同条第五項中「第九十条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、同条を第一百二十三条规定り、同条第十二号中「第九十二条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。</p> <p>第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる</p>
<p>員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日まで、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。</p> <p>(不当労働行為の申立て等についての経過措置)</p> <p>第六十七条を第一百二十八条とする。</p> <p>第九章中第九十六条を第一百一十七条とする。</p> <p>第九十五条中「及び第九十二条第一項」を「第八十八条第一号、第八十八条第一項及び第一百十二条第一項」に改め、同条を第一百二十六条とする。</p> <p>第九十七条を第一百二十八条とする。</p> <p>第十章を第十二章とする。</p> <p>第九章中第九十六条を第一百一十七条とする。</p> <p>第九十五条中「及び第九十二条第一項」を「第八十八条第一号、第八十八条第一項及び第一百十二条第一項」に改め、同条を第一百二十六条とする。</p> <p>第九十四条を第一百二十五条とする。</p> <p>第九十二条から第九十三条までを削る。</p> <p>第九十一条第二項中「第九十一条第一項」を「第一百二十四条第一項」に改め、同条第四項中「第九十五条第三項」を「第一百二十四条第三項」に改め、同条を第一百二十四条とする。</p> <p>第九十条第一項中「第二項たゞし書」の下に「第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書」を加え、「第八十八条第一項」を「第一百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「において」の下に「第六条第四項」を加え、同条第三項中「事項が」の下に「第六条第四項又は」を加え、同条第五項中「第九十条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、同条を第一百二十三条规定り、同条第十二号中「第九十二条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。</p> <p>第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる</p>
<p>十四 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定によること</p> <p>る総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。</p> <p>第九十九条を第一百二十条とする。</p> <p>第九十八条中「第八十八条第一項」を「第一百二十二条第一項」に改め、同条を第一百二十九条とする。</p> <p>第九十七条を第一百二十八条とする。</p> <p>第十章を第十二章とする。</p> <p>第九章中第九十六条を第一百一十七条とする。</p> <p>第九十五条中「及び第九十二条第一項」を「第八十八条第一号、第八十八条第一項及び第一百十二条第一項」に改め、同条を第一百二十六条とする。</p> <p>第九十四条を第一百二十五条とする。</p> <p>第九十二条から第九十三条までを削る。</p> <p>第九十一条第二項中「第九十一条第一項」を「第一百二十四条第一項」に改め、同条第四項中「第九十五条第三項」を「第一百二十四条第三項」に改め、同条を第一百二十四条とする。</p> <p>第九十条第一項中「第二項たゞし書」の下に「第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書」を加え、「第八十八条第一項」を「第一百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「において」の下に「第六条第四項」を加え、同条第三項中「事項が」の下に「第六条第四項又は」を加え、同条第五項中「第九十条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、同条を第一百二十三条规定り、同条第十二号中「第九十二条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。</p> <p>第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる</p>
<p>場合に解散する。</p> <p>一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。</p> <p>二 合併により消滅したとき。</p> <p>2 地方独立行政法人は、解散した場合(前項第二号の規定により解散した場合を除く。次条及び第一百五条において同じ。)において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。</p> <p>(清算の開始原因)</p> <p>第八十九条 地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第一百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。</p> <p>(清算の範囲)</p> <p>第八十九条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>(清算人)</p> <p>第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>(裁判所による清算人の選任)</p> <p>第九十二条 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができる。</p> <p>(清算人の解任)</p> <p>第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができます。</p>

(清算人の届出)

第九十四条 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。
(清算人の職務及び権限)

第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。
一 現務の結了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の引渡し
四 清算人は、前項各号に掲げる職務を行ったために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以内に少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができます。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対しても、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に

必要な検査をすることができる。

監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。
(費用の負担)

第百五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するため必要する費用の全部を負担しなければならない。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第九十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第一百一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第一百二条 裁判所は、第九十二条の規定により清算人を選任した場合には、地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

(即時抗告)

第一百三条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(即時抗告)

2 前項の規定によると、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

(検査役の選任)

第一百四条 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(検査役の選任)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

この場合において、第一百二条中「清算人及び検査役を選任することができる」をしよ

うとする場合には、吸収合併に關係する地方独立行政法人の設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」という。)及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

(以下この章において「吸収合併存続法人」という。)の章において「効力発生日」という。)

(三 吸収合併存続法人の定款の変更)

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

(二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。))

(三 吸収合併存続法人の定款の変更)

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

(四 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

(五 第一項の規定により関係設立団体が定めた吸收合併存続法人の定款の変更については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもつて第八条第二項の規定による吸收合併存続法人の設立団体の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもつて同条第二項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

(六 吸収合併の効力の発生)

2 前条第一項の認可があつた場合に

収合併消滅法人の権利及び義務を承継する。
 (吸収合併消滅法人の債権者の異議)
 第百十条 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「吸収合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該吸収合併消滅法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

- 1 吸収合併をする旨
- 2 他の吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項
- 4 第二項の一一定の期間は、一月を下つてはならない。
- 5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。
- 6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供

し、又はその債権者に弁済を受けさせること

を目的として、信託会社若しくは信託業務を

営む金融機関に相当の財産を信託しなければ

ならない。ただし、当該吸収合併をしても当

該債権者を害するおそれがないときは、この

限りでない。

(吸収合併存続法人の債権者の異議)
 第百十一条 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「吸収合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」とい

う。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

- 1 吸収合併をする旨
- 2 吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項
- 4 第二項の一一定の期間は、一月を下つてはならない。
- 5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。
- 6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供

し、又はその債権者に弁済を受けさせること

を目的として、信託会社若しくは信託業務を

営む金融機関に相当の財産を信託しなければ

ならない。ただし、当該吸収合併をしても当

該債権者を害するおそれがないときは、この

限りでない。

議会の議決を経なければならない。
 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事を定めるものとする。

- 1 新設合併
- 2 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併(二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、新設合併に關係する地方独立行政法人的設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならぬ。
- 3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人による各別の催告は、する必要を要しない。
- 4 第二項の一一定の期間は、一月を下つてはならない。
- 5 債権者が第二項の一一定の期間内に異議を述べたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。
- 6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供

し、又はその債権者に弁済を受けさせること

を目的として、信託会社若しくは信託業務を

営む金融機関に相当の財産を信託しなければ

ならない。ただし、当該吸収合併をしても当

該債権者を害するおそれがないときは、この

限りでない。

- 1 新設合併消滅法人の債権者の異議)
 第百十二条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併(二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、新設合併に關係する地方独立行政法人的設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定めたときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。
- 2 新設合併設立法人の定款
- 3 前項の場合において「新設合併設立法人」という。の定義は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 第二項の一一定の期間は、一月を下つてはならない。
- 5 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人による各別の催告は、する必要を要しない。
- 6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供

し、又はその債権者に弁済を受けさせること

を目的として、信託会社若しくは信託業務を

営む金融機関に相当の財産を信託しなければ

ならない。ただし、当該吸収合併をしても当

該債権者を害するおそれがないときは、この

限りでない。

設合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該新設合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四節 合併に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第一百五十五条 吸収合併が効力を生ずる際現に吸収合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、効力発生日において、吸収合併存続法人の相当の職員となるものとする。

2 新設合併設立法人の成立の際現に新設合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、その成立の日において、新設合併設立法人により吸収合併存続法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条における)の職員となるものとする。

第三百六十六条 合併により吸収合併存続法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条における)の職員となるものとされる在職期間及び当該合

いて同じ。)又は新設合併設立法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)の職員となつた者(地方公共団体を任命する者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第一項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命する者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者)の職員を任命する者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。)に対する同法第二十九

条第二項第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、当該

吸収合併存続法人又は新設合併設立法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 第百七十七条 合併後の法人(吸収合併存続法人又は新設合併設立法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、合併により当該合併後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の合併前の法人(吸収合併消滅法人又は新設合併消滅法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)の職員としての引き続いた在職期間(合併前の法人が移行型地方独立行政法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該合併前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間)の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知っている職員には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併存続法人が行うものとする。

4 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による評価は、同日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併存続法人が受けるものとする。

5 吸収合併消滅法人の最終事業年度に係る第

併前の法人の職員としての引き続いた在職期間、合併前の法人が過去の合併における合併後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならばこの条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、この条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間は、この条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただしその者が当該合併後の法人の職員としての引き続いた在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただしその者が当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間とにより退職した者については、適用しない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十一条の規定に相当する退職手当の支給の基準(第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの)の規定による退職手当の支給を受ける合併後の法人の職員については、適用しない。

3 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十一条の規定に相当する退職手当の支給の基準(第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの)の規定による退職手当の支給を受ける合併後の法人の職員については、適用しない。

4 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による評価は、同日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併存続法人が受けるものとする。

5 吸収合併消滅法人の最終事業年度に係る第

表等に關し地方独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、吸收合併存続法人が行うものとする。

6 吸收合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸收合併存続法人が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が行うものとする。

8 新設合併存続法人の最終事業年度における第三十一条第一項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。

9 新設合併設立法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標」とする。

10 新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等

第百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立日の前日を含む事業年度(以下この条において「最終事業年度」という)は、第三十二条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

2 新設合併消滅法人の最終事業年度における業務の実績についての第二十八条第一項の規定による評価は、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。

3 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立日の前日を含む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が行うものとする。

4 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による評価は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が受けるものとする。

5 新設合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条の規定により財務諸表等に關し地方独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、新設合併設立法人が行うものとする。

6 新設合併設立法人が受けるものとする。

7 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が行うものとする。

8 新設合併存続法人の最終事業年度における第三十一条第一項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。

9 新設合併設立法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標」とする。

10 新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等

第百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立日の前日を含む事業年度(以下この条において「最終事業年度」という)は、第三十二条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

11 第十六条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十人以上二十人以内において」を削る。

12 第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を一部改正する。

第十九条第八項中「指定し、これを公表する」を「指定する」に改める。

13 第十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「二十人以内において」を削る。

14 第十九条 労働関係調整法(一部改正)

第二十二条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に従い、都道府県知事が」を「を参考して」に、「その区域を管轄する市町村長特別区の区長を含む。以下同じ。」の意見をきてて、これを「都道府県の条例で」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聞くものとする。

第五条第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつて」に、「について」を「について行うものとする。この場合において」に、「聴いてこれを行う」を「聴くよう努めるものとする」に改める。

第六条第二項中「であつて、次の各号に掲げるものの」及び「それぞれ二人以内を」を削り、同項各号を削る。

15 第二十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。

16 第九条第一項を次のように改める。

17 第二十三条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の一部を次のように改正する。

第三十一条中「仲裁委員三人から成る」を「三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される」に、「行ふ」を「行う」に改める。

第三十二条の四第二項中「二人以上」を「の過半数」に改める。

18 第二十二条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に従い、都道府県知事が」を「を参考して」に、「その区域を管轄する市町村長特別区の区長を含む。以下同じ。」の意見をきてて、これを「都道府県の条例で」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聞くものとする。

第五条第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつて」に、「について」を「について行うものとする。この場合において」に、「聴いてこれを行う」を「聴くよう努めるものとする」に改める。

第六条第二項中「であつて、次の各号に掲げるものの」及び「それぞれ二人以内を」を削り、同項各号を削る。

(医師法の一部改正)

第二十三条 医師法(昭和二十三年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同項に後段として次のように加える。

(歯科医師法の一部改正)

第二十四条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第二十五条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

(クリー二ング業法の一部改正)

第二十六条 クリー二ング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条第五第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告する」ときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第九条の見出しを「(臨時委員)」に改め、同条中「委員及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特別別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

第十二条第二項中「第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」とを削り、「児童福祉」を「児童福祉」に、「と読み替えるものとする」とする」を「とする」に改める。

第十八条麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の十三第三項を削り、同条第四項中「委員」を「麻薬中毒審査会の委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。(あへん法の一部改正)

第二十九条あへん法(昭和二十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「行い」の下に「意見があるときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。

第七条の五第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告する」ときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条」の下に「(第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十九条第二項中「都道府県知事」の下に「(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。)」を加える。

第六十九条第二項中「又は店舗販売業」を「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器等若しくはく)の販売業若しくは賃貸業に、「又は店舗の」を「店舗又は営業所」に改める。

第六十九条第二項中「都道府県知事(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合には、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「又は店舗販売業」を「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く)の販売業若しくは賃貸業に、「又は店舗の」を「店舗又は営業所」に改める。

第三十二条薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第九項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第三十条安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(一部改正)

第三十条安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「定める」を「定め、都道府県告するとともに」を削る。

第八条(社会福祉法の一部改正)

第二十七条社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(委員)

第八条地方社会福祉審議会の委員は、都道府県

第三十一条薬事法(昭和三十五年法律第六百四十

(野菜生産出荷安定法の一部改正)	九十八条の三第二号中「第六十条第一項」を「第六十条」に改める。
(漁業法の一部改正)	第三十八条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
(第八十五条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「の中から都道府県知事が選任した者四人(前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人)」を削り、「二人」を「六人」に、「一人」を「四人」に改める。)	(農業委員会等に関する法律の一部改正)
(第三十九条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。)	第十条の二第二項中「政令で定める基準に従い」を「農家数又は農地面積を考慮し」に改め
(森林法の一部改正)	第四十条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
(第六条第五項中「ときは」の下に「前条第三項に規定する事項を除き」を加え、「前条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。)	第十四条の二第三項中「これに意見を付して、」を「これを」に改め、同項に後段として次のように加える。
(官署書に意見を付すことができる。)	この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
(卸売市場法の一部改正)	第十四条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
(第十六条第二項中「申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。)	第十六条第二項中「申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。
(林水産大臣に届け出なければならない。)	第七十条第一項中「十五人以内で」を「をもつて」に改める。
(家畜取引法の一部改正)	第四十一条 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
(第二十一条第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改める。)	第二十一条第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改め、同項第二号中「の中から都道府県知事が選任した者四人(前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人)」を削り、「二人」を「六人」に、「一人」を「四人」に改める。
(法律第百三号)の一部を次のように改正する。	第三十九条 第一項中「たて、これを農林水産大臣に提出しなければ」を「たてなければ」に改め、同項第六項中「遅滞なく」の下に「これを農林水産大臣に提出するとともに」を加える。
(第九条第一項中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなければ」に改め、同項第二項に後段として次のように加える。)	第九条第一項中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなければ」に改め、同項第二項に後段として次のように加える。
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)	第十四条の二第三項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあらわすのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。
(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。	第十四条の二第三項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあらわすのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。
(森林法の一部改正)	第十四条の二第三項中「これに意見を付して、」を「これを」に改め、同項に後段として次のように加える。
(官署書に意見を付すことができる。)	この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
(卸売市場法の一部改正)	第十四条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
(第十六条第二項中「申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。)	第十六条第二項中「申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。
(林水産大臣に届け出なければならない。)	第七十条第一項中「十五人以内で」を「をもつて」に改める。
(家畜取引法の一部改正)	第四十一条 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
(第二十一条第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改める。)	第二十一条第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改め、同項第二号中「の中から都道府県知事が選任した者四人(前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人)」を削り、「二人」を「六人」に、「一人」を「四人」に改める。
(法律第百三号)の一部を次のように改正する。	第三十九条 第一項中「たて、これを農林水産大臣に提出しなければ」を「たてなければ」に改め、同項第六項中「遅滞なく」の下に「これを農林水産大臣に提出するとともに」を加える。
(第九条第一項中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなければ」に改め、同項第二項に後段として次のように加える。)	第九条第一項中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなければ」に改め、同項第二項に後段として次のように加える。
(農業経営基盤強化促進法の一部改正)	第三十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
(第五十条建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。)	第二十三条第八項中「公告しなければ」を「公告するよう努めなければ」に改め、同項第六項中「第六条第六項を「第六条第五項」に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。
(第六章 経済産業省関係)	第三十七条第六項を「第六条第五項に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。
(火薬類取締法の一部改正)	第四十六条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
(第三十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。)	第三十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
(高圧ガス保安法の一部改正)	第四十七条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
(第三十二条第二項を削り、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とする。)	第三十二条第二項を削り、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とする。
(第十四条第二項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十一条水防法(昭和二十四年法律第二百九十三条)の一部を次のように改正する。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十二条建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十三条第一項中「これに対する意見及び前項」を「同項」に改め、同項に後段として次のように加える。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員をもつて」に改め、同項に後段として次のように加える。
(建築基準法の一部改正)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十四条水防法(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十五条第一項中「又は七人をもつて」を第七十九条第一項中「又は七人をもつて」に改める。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。
(第五十六条第一項中「添える」を「付する」に改める。)	第三十四条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

(建築士法の一部改正)

第五十二条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「それぞれ」及び「十人以内」を削り、「組織する」を「組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする」に改める。

(港湾法の一部改正)

第五十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項を削る。

第四十九条中「公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、その加入する第一項の協議会の設置の有無について報告を求め、及び当該協議会が設置された場合には、その規約の提出を求めることができる。

(国土調査法の一部改正) 第五十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「公表しなければ」を「これを公表するよう努めなければならない」に改める。

第六条第三項中「公示する」を「これを公表するよう努める」に改める。

第三十一条第二項中「通知しなければ」を「通知するよう努めなければならない」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二

百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に關する書類の写しを送付しなければ」を「報告しなければ」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第五十七条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三項中「前項の書類」を「第一項の申請書」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければ」を「聴かなければ」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第五十八条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条 地方住宅供給公社法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第六十四条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第六十五条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第六十六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十一条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十二条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十三条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十四条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十五条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十六条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十七条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十八条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第七十九条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第八十条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第八十一条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第八十二条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第八十三条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

第八十四条 地方道路公团法(昭和四十五年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「三人以上」を削る。

(国土利用計画法の一部改正)

第六十五条 土地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければ」を「聴かなければ」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第八条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十五条第二項中「その意見を付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付きなればならない。

第三十九条第三項中「七人」を「五人以上」に改め。

第五十条第一項中「又は七人」を「以上」に改め。

第七十八条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第五十二条第一項中「あつては国土交通大臣」を「あつては関係市町村長」に改め、「関係都道府県知事」の下に「及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都道府県知事を加える。

第五十三条第二項中「その意見を付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付きなればならない。

第五十四条第二項中「その意見を付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

第五十五条第二項中「又は七人」を「五人以上」に改め。

第五十六条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第五十七条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第五十八条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第五十九条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十一条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十二条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十三条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十四条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十五条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十六条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十七条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十八条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第六十九条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第七十条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第七十一条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

第七十二条第二項中「又は七人」を「以上」に改め。

改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際現に第十四条の規定による改正前の地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、なお従前の例による。

(民生委員法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二条の規定(民生委員法第四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二条の規定による改正後の民生委員法第四条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例による。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法(以下この条において「旧薬事法」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十一条の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法(以下この条において「新薬事法」という。)の適用について、新薬事法の相当規定によりされた処分

等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により地城保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項

の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用する。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 厚生労働大臣は、第三十六条の規定による改正後の介護保険法(以下この条及び附則第八条において「新介護保険法」という。)第八十一条第三項及び第一百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第三十六条の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聞くことができる。第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

3 第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第一百八十九条第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三十九条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第十条の一第二項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される農業委員会の選挙による委員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された農業委員会の選挙による委員の選挙については、なお従前の例による。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四十条の規定(森林法第七十条第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第四十条の規定による改正前の森林法第六条第五項の規定により都道府県知事がしている協議の申出(同法第五条第三項に規定する事項に係る部分に限る。)は、第四十条の規定による改正後の森林法第六条第六項の規定によりされた届出とみなす。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第七十四条の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際に第七十四条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第四項において読み替えて準用する同法第十二条第四項の規定により都道府県知事がしている協議の申出(特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合に限る。)は、第七十四条の規定による改正後の鳥獣の保護及び

狩猟の適正化に関する法律第二十九条第四項において読み替えて準用する同法第十二条第四項の規定によりされた届出とみなす。

第十条 この法律附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十二条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中、「第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」とを削り、「第三十一条の五」を同法第三十一条の五に、「委員」を「委員」に改める。

(災害対策基本法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第九十一条第一項」を「第一百二十四条第一項」に改める。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十条第二項

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百三十号)第一百五十二条第二項

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十三条

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改め、同条の次に次の二条を加える。

第一条百四十一條の二中「第九章」を「第一百三十八

新介護保険法第四十七条第一項第一号	同条第一項
新介護保険法第五十九条第一項第一号	同条第一項
新介護保険法第八十一条第一項及び第二項	同条第三項
新介護保険法第一百十五条の二十二第二項第一号	同条第三項
新介護保険法第一百十五条の二十四第一項及び第二項	同条第五項

審査報告書

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
平成二十五年五月十六日

参議院議長 平田 健二殿
環境委員長 北川イッセイ
環境委員長 北川イッセイ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三ふつ化笠素を温室効果ガスに加える等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一、国連気候変動枠組条約第十六回締約国会議の決定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を二度未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出の大額な削減が必要であることを認識し、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、二〇五〇年までに八〇パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的な目標を前提とした地球温暖化対策計画を策定し、長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。
- 二、地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。

1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出ができる限り抑制することその他他の温室効果ガスの排出の等を通じて積極的に行われることによつて、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。
2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること及び我が國の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。
3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果が図られるよう、行われなければならないこと。
4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。
5 地球温暖化対策の推進に当たっては、エネルギーに関する施策との連携を図ること。
6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。
三、東日本大震災の教訓を踏まえ、電力供給の安定確保の視点から、省エネエネルギー基準の強化、省エネエネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネエネルギー対策を一層加速して

進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。

四、地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不斷に見直すこと。

五、地球温暖化対策の推進のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するとともに、政策形成に係る議論への国民の参加の機会を十分に確保すること。

六、地球温暖化対策に関する基本原則、長期的な目標及びその達成のための基本的施策等を規定する基本法制について早急に検討を行うこと。

七、温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標については、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネエネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつつ、二〇二〇年の野心的な目標を早急に設定すること。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 地球温暖化対策計画
第八条の見出しを「(地球温暖化対策計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。
政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならぬ。

第八条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 計画期間
第八条第三項及び第四項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。
第九条の見出しを「(地球温暖化対策計画の変更)」に改め、同条第一項中「平成二十一年におい

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案を改正する法律の一部を改正する法律案

法律百十七号の一部を次のように改正する。
目次中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第二条第一項中「及び大気」を「大気及び海水」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

七 三ふつ化笠素
第三条第五項中「実施する」の下に「とともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努める」を加え、同条第六項中「国は」の下に「我が国が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることと鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして」を「調査の下に」及び「研究開発を加える」。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 地球温暖化対策計画
第八条の見出しを「(地球温暖化対策計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならぬ。

第八条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 計画期間
第八条第三項及び第四項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第九条の見出しを「(地球温暖化対策計画の変更)」に改め、同条第一項中「平成二十一年におい

(小字は衆議院修正)

官 報 (号外)

平成二十五年五月十七日 参議院会議録第二十号 投票者氏名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

反対者氏名

井上	紙	大門実紀史君	山崎	浜田	市下	市田	横峯	森田	水戸	片山虎之助君	谷岡	谷	松田
哲士君	智子君	和幸君	川崎	荒井	山村	田村	森	自見庄三郎君	将吏君	郁子君	森	佐藤	
正昭君	恭子君	広幸君	中山	又市	中島	忠義君	豊	高君	舛添要一君	福島みづほ君	ゆうこ君	亮子君	
	誠君	稔君	平山		高井	智子君		良郎君	虎之助君	郁子君	太郎君	公治君	
						芳生君						公太君	

六名

発行所
二東京一
獨立四番
行政法
國人國立印
刷局
丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一〇円)